

第7次医療計画の見直しの概要

協議資料1

H29.5.17厚生労働省「医療計画策定研修会」資料より抜粋

1. 5疾病・5事業及び在宅医療について

- 引き続き現状の5疾病・5事業及び在宅医療について、重点的に取組みを推進。
- 「急性心筋梗塞」から「心筋梗塞等の心血管疾患」への名称の見直し等、必要な見直しを実施。

2. 指標について

- 都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較するため、共通の指標による現状把握を実施。
- 現状を踏まえた上で、PDCAサイクルを適切に回すことができるよう、指標の見直しを実施。

3. 地域医療構想について

- 地域医療構想調整会議において議論する内容及び進め方の手順について整理。

4. 医療・介護連携について

- 地域医療構想や介護保険(支援)事業計画と整合性がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置。
- 地域の実情を把握するための指標を充実させ、多様な職種・事業者の参加を想定した施策を検討。

5. 基準病床数について

- 基準病床数と病床の必要量の関係性の整理を行い、基準病床数の算定式について必要な見直しを実施。
- 療養病床の取扱い等、一部検討が必要な事項については、今後整理を行う予定。

6. その他

- ロコモティブシンドローム、フレイル等については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要。

がんの医療体制

【概要】

- これまでがん医療の均てん化を目指し体制整備を行ってきたが、がん医療が高度化、複雑化してきていることを踏まえ、均てん化が必要な分野、集約化が必要な分野を検討し、今後のがん医療体制を整備する。
- がんの予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援に取り組む。

均てん化の取組

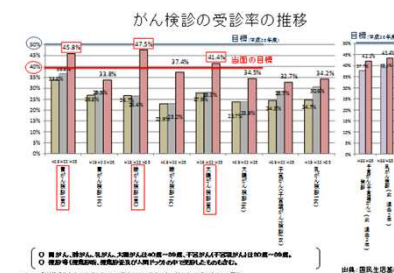
- ・ 拠点のない二次医療圏に地域がん診療病院の整備を進める。
- ・ 外来におけるがん診療に関し、拠点病院等を中心とした、その他医療機関（在宅医療提供施設含む）との地域における連携体制を構築する。

集約化の取組

- ・ がんの放射線治療やゲノム医療、希少がん、小児がん等の高度・希少な分野については、それぞれの拠点病院等が担う機能の分化・連携を進める。
- ・ がんの高精度放射線治療や粒子線治療、ゲノム医療等の高度な医療の実施のため、それぞれの拠点病院等の機能分化・連携と合わせ、それを担う人材についても集約化や育成を進める。

がんの予防、検診

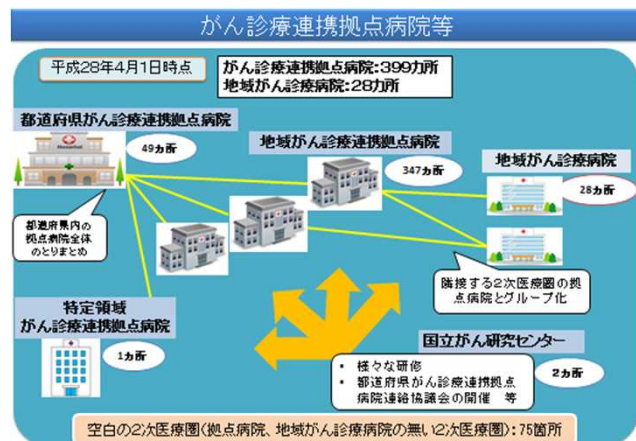
- ・ 科学的根拠に基づいたがん検診の実施、精度管理、受診率向上に取り組む。



治療と職業生活の両立支援等の取り組み

- ・ 第2期がん対策推進基本計画においてがん対策における就労支援が盛り込まれ、拠点病院において、就労の専門人材を配置する等の取り組みを実施。

両立支援に関する取り組みについて
更なる充実を図る



均てん化と集約化のバランスを
勘案した新たな医療提供体制へ

別表1 がんの医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防・早期発見		治療		療養支援	
ストラクチャー		禁煙外来を行っている医療機関数	●	がん診療連携拠点病院数	●	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数
				認定看護師が配置されている拠点病院の割合		麻薬小売業免許取得薬局数
				専門・認定薬剤師が配置されている拠点病院の割合		相談支援センターを設置している医療機関数
				放射線治療・薬物療法・リハビリテーション専門医が配置されている拠点病院の割合		緩和ケア病棟を有する病院数・病床数
			●	地域がん診療病院数		緩和ケアチームのある医療機関数
				がんリハビリテーション実施医療機関数		外来緩和ケア実施医療機関数
プロセス	●	がん検診受診率		診療ガイドラインに基づく治療実施割合	●	がん患者指導の実施件数
		喫煙率		悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定件数	●	入院緩和ケアの実施件数
		ニコチン依存症管理料を算定する患者数 (診療報酬ごと)		外来化学療法の実施件数	●	外来緩和ケアの実施件数
		ハイリスク飲酒者の割合		放射線治療の実施件数	●	がん性疼痛緩和の実施件数
		運動習慣のある者の割合		悪性腫瘍手術の実施件数		在宅がん医療総合診療料の算定件数
		野菜と果物の摂取量		術中迅速病理組織標本の作製件数		
		食塩摂取量		病理組織標本の作製件数		
		公費肝炎検査実施数		がんリハビリテーションの実施件数		
		公費肝炎治療開始者数		地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等実施件数		
				地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数		
アウトカム	●	年齢調整罹患率	●	がん患者の年齢調整死亡率		がん患者の在宅死亡割合
		罹患患者数		がん患者の死亡者数		
		早期がん発見率		拠点病院で治療を受けたがん患者の5年生存率		

(●は重点指標)

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

脳卒中の医療体制

【概要】

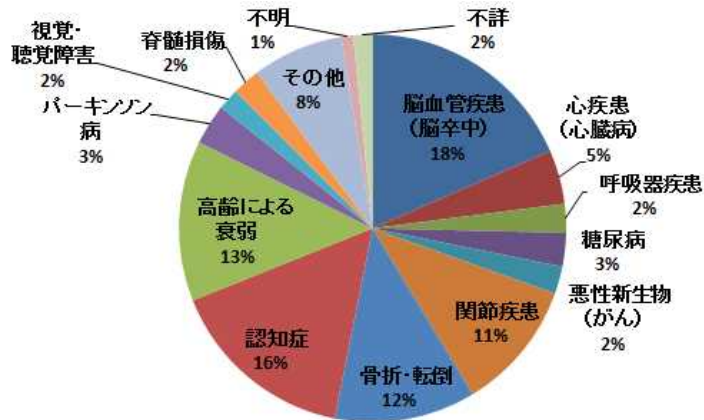
- 脳血管疾患による死亡を防ぎ、また、要介護状態に至る患者を減少させるため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な急性期診療を実施する体制の構築を進める。
- 急性期から慢性期を通じて、リハビリテーションや、再発・合併症予防を含めた、一貫した医療を提供する体制を構築する。

急性期の課題例

- ・ 急性期脳梗塞に対し、rt-PA療法、血管内治療が有効であるが、普及が不十分。

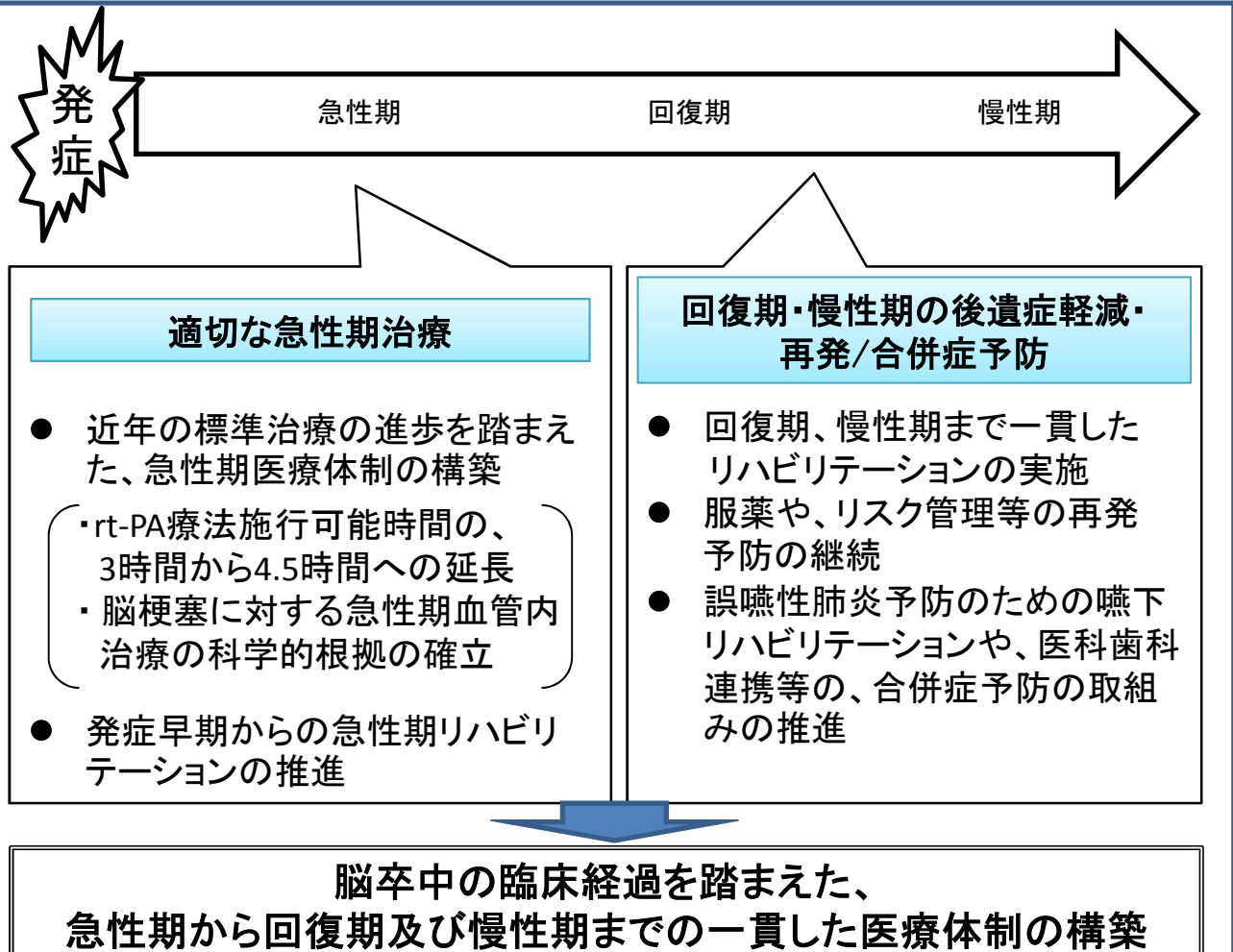
慢性期の課題例

- ・ 脳卒中は、介護の原因疾患の第一位。



平成25年国民生活基礎調査

- ・ 脳卒中は、発作後1年で10%、5年で50%と高率に再発する。



別表2 脳卒中の医療提供体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防		救護		急性期		回復期		維持期	
ストラクチャー		禁煙外来を行っている医療機関数				神経内科医師数・脳神経外科医師数				
						脳卒中の専用病室を有する病院数・病床数				
						脳梗塞に対するt-PAによる血栓溶解療法の実施可能な病院数				
						リハビリテーションが実施可能な医療機関数				
プロセス		喫煙率		脳血管疾患により救急搬送された患者数(再掲)	●	脳梗塞に対するt-PAによる血栓溶解療法の実施件数				
		ニコチン依存症管理料を算定する患者数(診療報酬ごと)				脳梗塞に対する脳血管内治療(経皮的脳血栓回収術等)の実施件数				
		ハイリスク飲酒者の割合				くも膜下出血に対する脳動脈瘤クリッピング術の実施件数				
		健康診断の受診率				くも膜下出血に対する脳動脈瘤コイル塞栓術の実施件数				
		高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率				脳卒中患者に対する嚥下機能訓練の実施件数				
		脂質異常症患者の年齢調整外来受療率				脳卒中患者に対するリハビリテーションの実施件数				
						脳卒中患者における地域連携計画作成等の実施件数				
アウトカム	●	脳血管疾患により救急搬送された患者数	●	救急要請(覚知)から医療機関への収容までに要した平均時間	●	退院患者平均在院日数				
				脳血管疾患により救急搬送された患者の圏域外への搬送率	●	在宅等生活の場に復帰した患者の割合				
		脳血管疾患患者の年齢調整死亡率								

(●は重点指標)

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

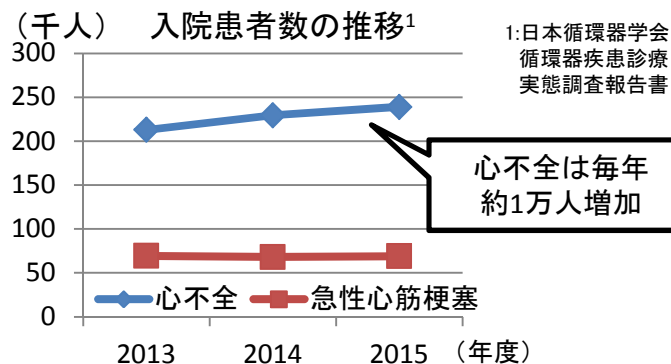
心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制

【概要】

- 「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」と見直し、心不全等の合併症等を含めた医療提供体制の構築を進める。
- 急性心筋梗塞による突然死を防ぐため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。
- 急性期の治療に引き続き、回復期及び慢性期の適切な治療を含めた医療提供体制を構築する。

急性期の課題例

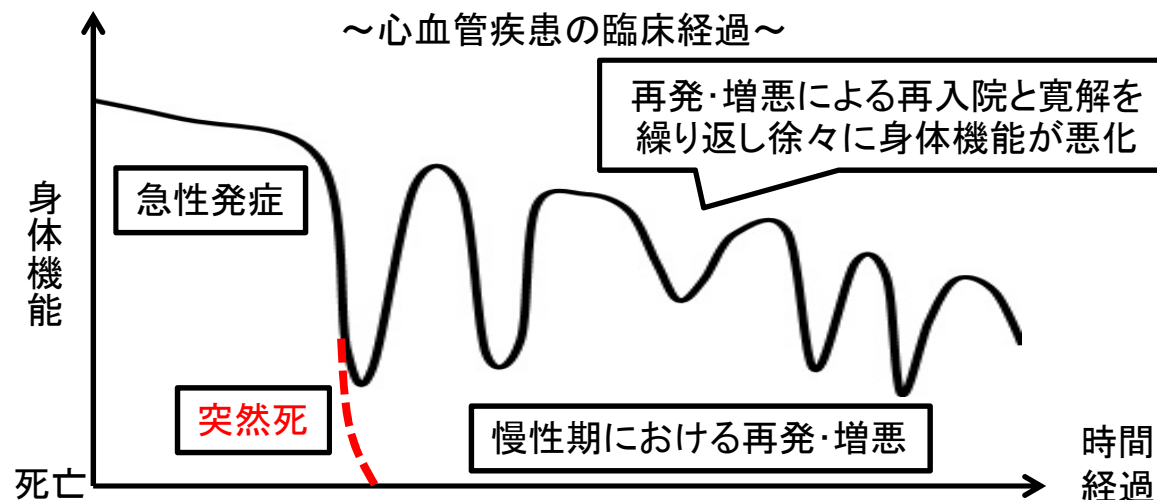
- ・ 急性心筋梗塞死亡例の半数以上は院外心停止である。
- ・ 急性大動脈解離は発症後2日での死亡率が50%に達する。
- ・ 心血管疾患の終末的な病態である心不全は増加傾向にある。



慢性期の課題例

- ・ 1年間で慢性心不全患者の約20～40%は再入院する。

心不全等の合併症や、他の心血管疾患(大動脈解離等)を含めた医療提供体制の構築



急性期の死亡率抑制

- カテーテル治療に代表される、低侵襲な治療法の発達を踏まえた急性期医療体制の構築。
- 情報の早期共有等、病院前救護と救急医療機関との連携の推進。

回復期・慢性期の再発・増悪予防

- 発症後早期からの心臓リハビリテーションの推進。
- 適切な運動療法や薬物療法の推進に向けた、医療機関相互の連携体制の構築。

心血管疾患の臨床経過を踏まえた、急性期から回復期及び慢性期までの一貫した医療体制の構築

別表3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防		救護		急性期		回復期		慢性期・再発予防				
ストラクチャー		禁煙外来を行っている医療機関数				循環器内科医師数・心臓血管外科医師数							
						心臓内科系集中治療室（CCU）を有する病院数・病床数							
						心臓血管外科手術が実施可能な医療機関数							
						心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関数							
プロセス		喫煙率		虚血性心疾患により救急搬送された患者数（再掲）		急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンションの実施件数							
		ニコチン依存症管理料を算定する患者数（診療報酬ごと）		心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数	●	来院後90分以内の冠動脈再開通達成率							
		健康診断の受診率				虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術件数							
		高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率				入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数							
		脂質異常症患者の年齢調整外来受療率										外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数	
						虚血性心疾患患者における地域連携計画作成等の実施件数							
アウトカム	●	虚血性心疾患により救急搬送された患者数	●	救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間	●	退院患者平均在院日数							
				虚血性心疾患により救急搬送された患者の圏域外への搬送率			●	在宅等生活の場に復帰した患者の割合					
	●	虚血性心疾患患者の年齢調整死亡率											

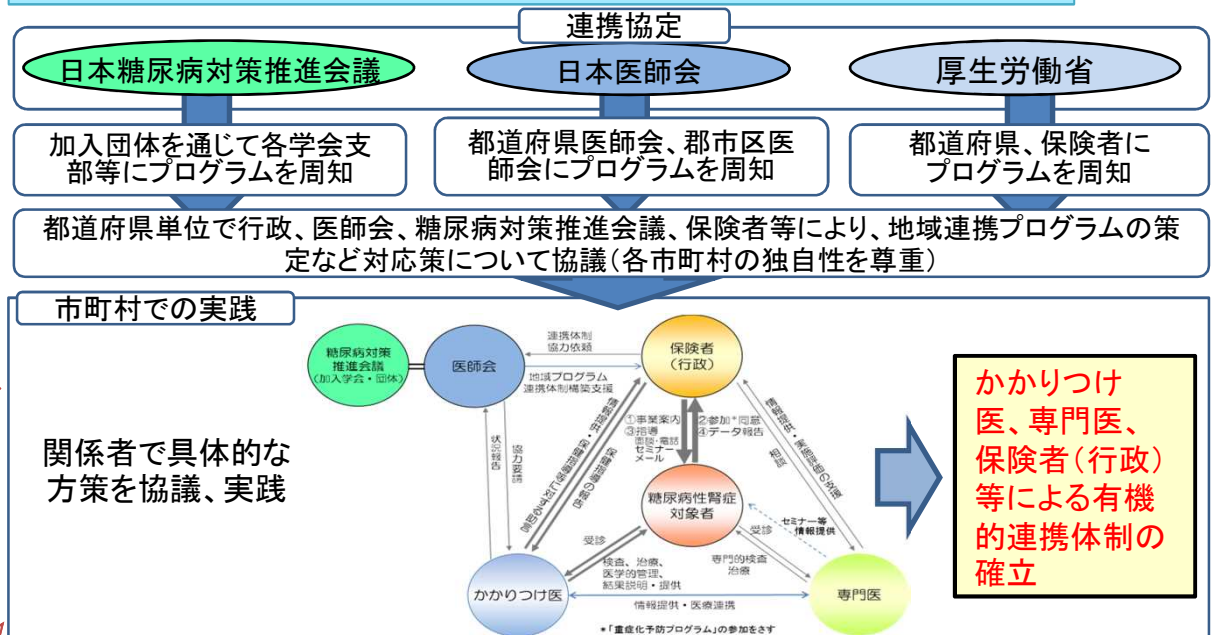
(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

糖尿病の医療体制

【概要】

- 発症予防・重症化予防に重点をおいた対策を推進するため、地域における連携体制の構築を目指す。
- 重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組みを進める。
- 日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導を受ける事が可能となるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病予防に参加できる機会を創出する。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定と保健事業の推進



糖尿病の予防・疾病管理に関する事業

- ・ 糖尿病予防戦略事業（健康的な生活習慣づくり重点化事業の一環）
- ・ 健康増進事業
- ・ 糖尿病重症化・合併症発症予防のための地域における診療連携体制の推進に資する事業

別表4 糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防		初期・安定期		合併症予防を含む専門治療		合併症治療	
ストラクチャー	●	特定健診受診率		糖尿病内科(代謝内科)医師数		教育入院を行う医療機関数		糖尿病性腎症の管理が可能な医療機関数
		特定保健指導実施率		糖尿病内科(代謝内科)標榜医療機関数		糖尿病専門医数		糖尿病足病変の管理が可能な医療機関数
						腎臓専門医数		糖尿病網膜症の手術が可能な医療機関数
						糖尿病登録医/療養指導医		歯周病専門医数
						糖尿病療養指導士数		糖尿病登録歯科医師数
					糖尿病看護認定看護師数			
プロセス				糖尿病患者の年齢調整外来受療率		糖尿病透析予防指導の実施件数	●	糖尿病性腎症に対する人工透析実施件数
				HbA1c検査の実施件数		在宅インスリン治療件数	●	糖尿病足病変に対する管理
				医療機関・健診で糖尿病と言われた者のうち、治療を受けている者の割合			●	糖尿病網膜症手術数
				尿中アルブミン(定量)検査の実施件数				
				クレアチニン検査の実施件数				
				精密眼底検査の実施件数				
				血糖自己測定の実施件数				
				内服薬の処方件数				
				外来栄養食事指導料の実施件数				
アウトカム		糖尿病予備群の者の数				低血糖患者数		
		糖尿病が強く疑われる者の数				糖尿病性ケトアシドーシス、非ケトン昏睡患者数		
			●	新規人工透析導入患者数				

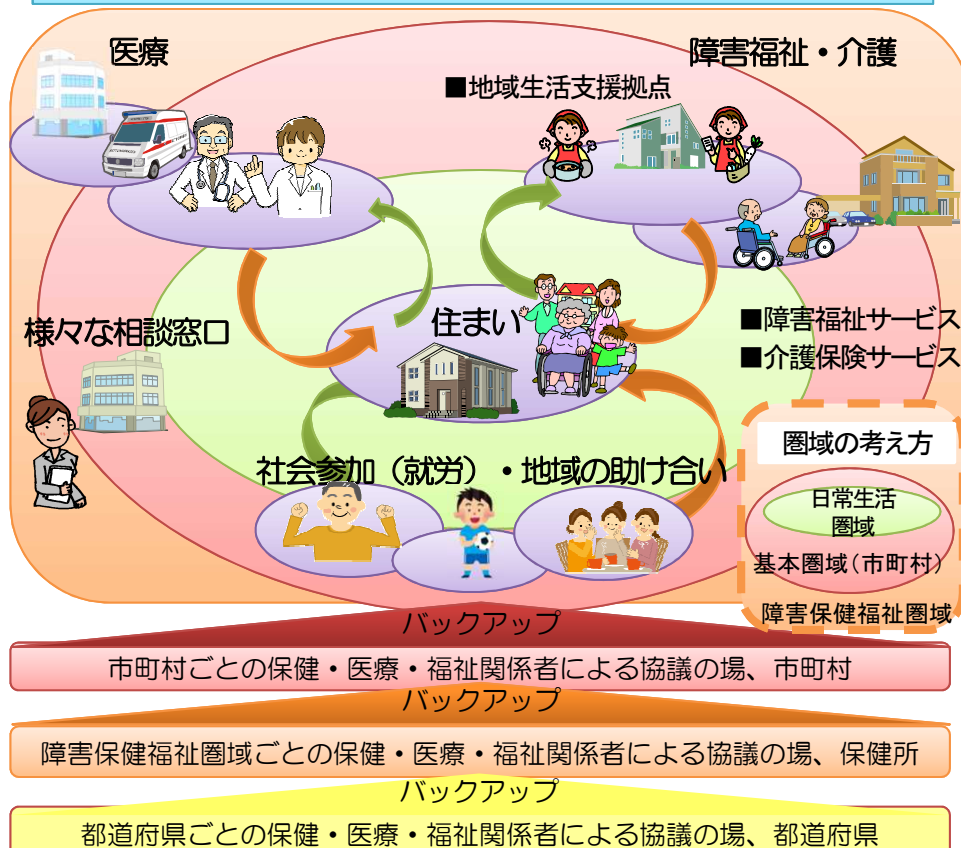
(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

精神疾患の医療体制

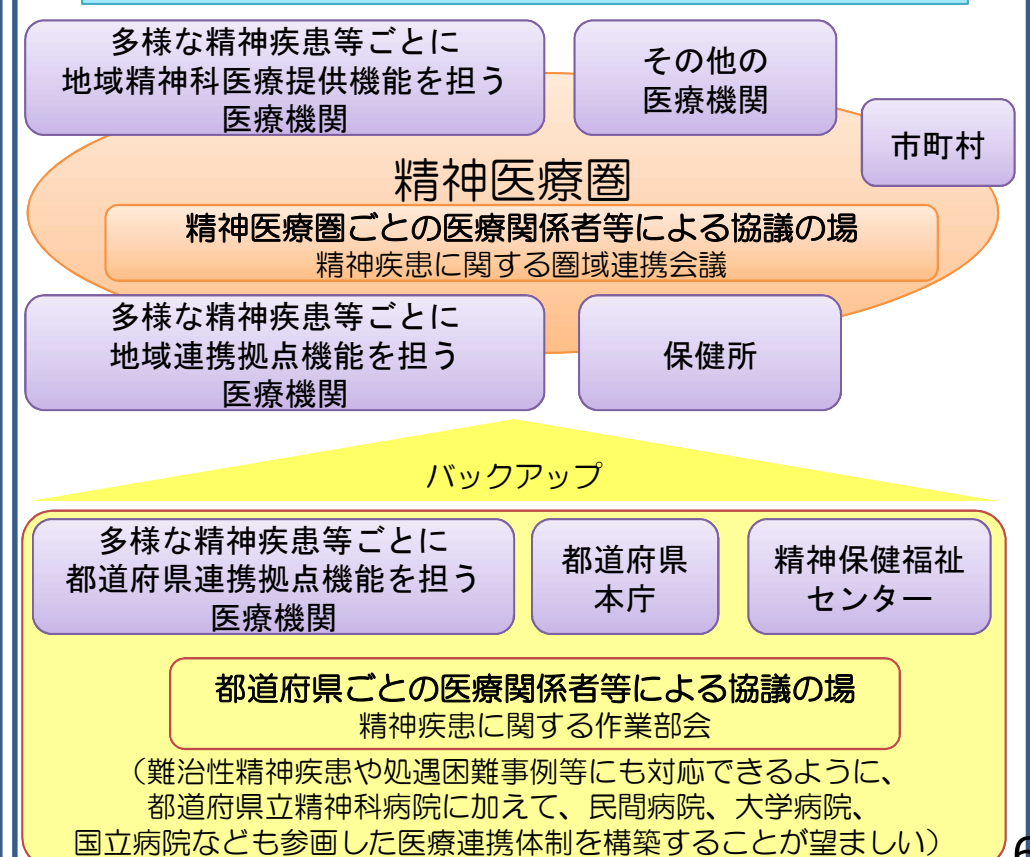
【概要】

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推し進める。
- 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、各医療機関の医療機能を明確化する。

精神障害にも対応できる地域包括ケアシステムの構築



多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築



別表5 精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	統合失調症	うつ・躁うつ病	認知症	児童・思春期 精神疾患	発達障害	アルコール 依存症	薬物依存症	ギャンブル等 依存症	PTSD	高次脳機能 障害	摂食障害	てんかん	精神科救急	身体合併症	自殺対策	災害精神 医療	医療観察法
ストラクチャー	● 統合失調症を入院診療している精神病床を持つ病院数	● うつ・躁うつ病を入院診療している精神病床を持つ病院数	● 認知症を入院診療している精神病床を持つ病院数	● 20歳未満の精神疾患を入院診療している精神病床を持つ病院数	● 発達障害を入院診療している精神病床を持つ病院数	● アルコール依存症を入院診療している精神病床を持つ病院数	● 薬物依存症を入院診療している精神病床を持つ病院数	● ギャンブル等依存症を入院診療している精神病床を持つ病院数	● PTSDを入院診療している精神病床を持つ病院数	● 高次脳機能障害支援拠点機関数	● 摂食障害を入院診療している精神病床を持つ病院数	● てんかんを入院診療している精神病床を持つ病院数	● 深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数	● 身体合併症を診療している精神病床を持つ病院数(精神科救急・合併症入院料+精神科身体合併症管理加算)	● 救命救急入院料 精神疾患診断治療初回加算をとる一般病院数	● DPAT先遣隊登録医療機関数	● 指定通院医療機関数
	● 統合失調症を外來診療している医療機関数	● うつ・躁うつ病を外來診療している医療機関数	● 認知症を外來診療している医療機関数	● 20歳未満の精神疾患を外來診療している医療機関数	● 発達障害を外來診療している医療機関数	● アルコール依存症を外來診療している医療機関数	● 薬物依存症を外來診療している医療機関数	● ギャンブル等依存症を外來診療している医療機関数	● PTSDを外來診療している医療機関数		● 摂食障害を外來診療している医療機関数	● てんかんを外來診療している医療機関数		● 精神疾患の受け入れ体制を持つ一般病院数(精神疾患診療体制加算+精神疾患患者受入加算)	● 救急患者精神科継続支援料をとる一般病院数		
	治療抵抗性統合失調症治療薬を精神病床の入院で使用した病院数	閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法を実施する病院数	認知症疾患医療センターの指定数	知的障害を入院診療している精神病床を持つ病院数		重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定された精神病床を持つ病院数	依存症集団療法を外來で算定された医療機関数				摂食障害入院医療管理加算を算定された病院数			● 精神科リエゾンチームを持つ病院数			
	治療抵抗性統合失調症治療薬を外來で使用した医療機関数	認知行動療法を外來で実施した医療機関数	認知症サポート医養成研修修了者数	知的障害を外來診療している医療機関数													
			かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	児童・思春期精神科入院医療管理料を算定された精神病床を持つ病院数													
プロセス	統合失調症の精神病床での入院患者数	うつ・躁うつ病の精神病床での入院患者数	認知症の精神病床での入院患者数	20歳未満の精神疾患の精神病床での入院患者数	発達障害の精神病床での入院患者数	アルコール依存症の精神病床での入院患者数	薬物依存症の精神病床での入院患者数	ギャンブル等依存症の精神病床での入院患者数	PTSDの精神病床での入院患者数		摂食障害の精神病床での入院患者数	てんかんの精神病床での入院患者数	深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数	精神科入院患者で重篤な身体合併症の診療を受けた患者数(精神科救急・合併症入院料+精神科身体合併症管理加算)	救命救急入院で精神疾患診断治療初回加算を算定された患者数		
	統合失調症外來患者数	うつ・躁うつ病外來患者数	認知症外來患者数	20歳未満の精神疾患外來患者数	発達障害外來患者数	アルコール依存症外來患者数	薬物依存症外來患者数	ギャンブル等依存症外來患者数	PTSD外來患者数		摂食障害外來患者数	てんかん外來患者数	精神疾患の救急車平均搬送時間	体制を持つ一般病院で受け入れた精神疾患の患者数(精神疾患診療体制加算+精神疾患患者受入加算)	救急患者精神科継続支援を受けた患者数		
	治療抵抗性統合失調症治療薬を使用した入院患者数(精神病床)	閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法を受けた患者数	認知症疾患医療センターの鑑別診断数	知的障害の精神病床での入院患者数		重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定された患者数	依存症集団療法を外來で実施した患者数				摂食障害入院医療管理加算を算定された患者数			精神科リエゾンチームを算定された患者数			
	治療抵抗性統合失調症治療薬を使用した外來患者数	認知行動療法を外來で実施した患者数		知的障害外來患者数													
	統合失調症患者における治療抵抗性統合失調症治療薬の使用率			児童・思春期精神科入院医療管理料を算定された患者数													
アウトカム	●	精神病床における入院後3.6,12ヶ月時点の退院率															
		精神病床における新規入院患者の平均在院日数															
	●	精神病床における退院後3.6,12ヶ月時点の再入院率(1年未満入院患者・1年以上入院患者別)															
	●	精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数(65歳以上・65歳未満別)															

(●は重点指標)

救急医療の体制

【概要】

- 円滑な受入体制の整備やいわゆる出口問題へ対応するため、救急医療機関とかかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携・協議する体制を構築する。また、日頃からかかりつけ医を持つこと、救急車の適正利用等についての理解を深めるための取組みを進める。
- 救命救急センターの充実段階評価を見直し、地域連携の観点を取り入れる。併せて、救急医療機関について、数年間、受入れ実績が無い場合には、都道府県による指定の見直しを検討する。
- 初期救急医療機関の整備とともに休日夜間対応できる薬局、精神科救急と一般救急との連携等をさらに進める。

救急医療機関と関係機関との連携・協議体制の構築

円滑な救急搬送や受入体制を確保するため、医療機関と介護施設等の連携を推進する。

八王子市の例

- 高齢者及び高齢者施設等の利用者への安全な救急搬送体制を確保するため、八王子消防署と八王子市救急業務連絡協議会で調整、“八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会”を設置。

八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会

- ・八王子市救急業務連絡協議会
- ・救命救急センター・救急センター
- ・介護療養型病院
- ・医療療養型病院
- ・八王子施設長会
- ・八王子社会福祉法人代表者会
- ・八王子特定施設連絡会
- ・精神科病院
- ・八王子介護支援専門員連絡協議会
- ・八王子介護保険サービス事業者連絡協議会
- ・高齢者あんしん相談センター
- ・八王子医師会
- ・八王子市
- ・町会自治会連合会
- ・八王子消防署
- ・八王子薬剤師会
- ・八王子老人保健施設協議会
- ・八王子市赤十字奉仕団
- ・八王子市民生委員児童委員協議会
- ・八王子市社会福祉協議会

全20団体

※行政だけでなく、様々な機関が参加していることが特徴。



自宅、高齢者施設、救急隊、急性期医療機関、慢性期医療機関、市のそれぞれについて推奨事項や努力事項が示された。

このうち、「**自宅/高齢者施設**」の推奨事項として、「**救急医療情報の作成**」を行うこととなった。

八王子消防署資料より一部改変

救命救急センターの充実段階評価の見直し

平成27年度は、ほとんどの救命救急センターの充実段階評価がA評価となっている。さらなる機能の充実を図るため、地域連携の評価を含め、救急救命センター充実段階評価を見直す。

平成27年度

救命救急センターの充実段階評価

A評価：269カ所

B評価：1カ所

C評価：1カ所

（平成26年度実績）

評価基準

C評価：

是正を要する項目が3年以上継続して22点以上の場合

B評価：

是正を要する項目が2年間継続して22点以上の場合

A評価：

B、C評価以外

別表6 救急医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	救護		救命医療		入院救急医療		初期救急医療		救命後の医療		
ストラクチャー		運用救急救命士数		救急担当専任医師数・看護師数			初期救急医療施設数			転棟・退院調整をする者を常時配置している救命救急センターの数	
		住民の救急蘇生法の受講率		救命救急センター数		2次救急医療機関数		一般診療所の初期救急医療への参画率			
		救急車の運用数		特定集中治療室のある医療機関数							
	●	救急搬送人員数									
		AEDの設置台数									
プロセス		心肺機能停止傷病者(心肺停止患者)全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数		救命救急センター充実段階評価Aの割合						緊急入院患者における退院調整・支援の実施件数	
		救急車の受入件数									
	●	救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した平均時間									
	●	受入困難事例の件数									
		2次救急医療機関等の救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会の開催回数									
アウトカム	●	心肺機能停止傷病者(心肺停止患者)の一ヶ月後の予後									

(●は重点指標)

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

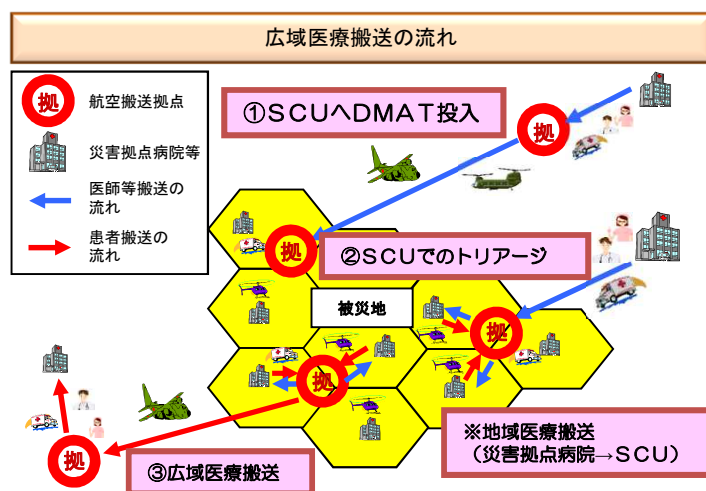
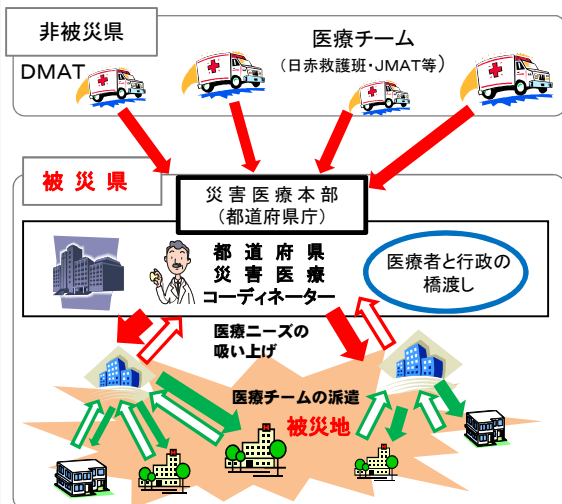
災害医療の体制

【概要】

- 被災地域の医療ニーズ等の情報収集や医療チーム（DMAT、DPAT、JMAT等）との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備を進める。
さらに、大規模災害時に備え、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。
- 災害時の診療機能の低下軽減や早期回復を図るため、事業継続計画（BCP）の策定について、推進する。

被災地域における災害医療提供体制の整備と連携強化

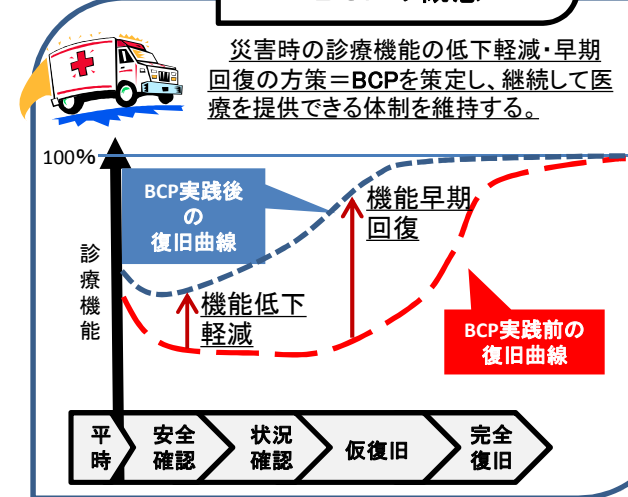
- 都道府県災害医療本部の機能向上を目的としたロジスティックチームの強化と、被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チーム（DMAT、DPAT、JMAT等）との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備を進める。
さらに、大規模災害時に備え、災害医療に係る医療提供者の機能と役割を明確にするとともに、政府の防災基本計画と整合性をとりつつ、広域医療搬送を想定した訓練を積極的に実施するなど、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。



BCP策定の推進

- 災害時に診療機能の低下軽減や病院機能の早期回復を図り、継続して医療を提供するため、BCPの策定は今後災害拠点病院だけではなく、地域の一般病院においても重要であり、引き続き推進する。

BCPの概念



別表7 災害時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	災害時に拠点となる病院		災害時に拠点となる病院以外の病院		都道府県	
ストラクチャー		病院の耐震化率				医療活動相互応援態勢に関わる応援協定等を締結している都道府県数
	●	災害拠点病院における業務継続計画の策定率	●	災害拠点病院以外の病院における業務継続計画の策定率		DMAT、DPAT等の緊急医療チーム数及びチームを構成する医療従事者数
		複数の災害時の通信手段の確保率	●	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への登録率		
		多数傷病者に対応可能なスペースを有する災害拠点病院の割合				
プロセス	●	EMISの操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合				
	●	災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関(消防、警察等)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数				
	●	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関・団体等と連携の上、保健所管轄区域や市町村単位等で地域災害医療対策会議のコーディネート機能の確認を行う災害訓練の実施回数				
	●	広域医療搬送を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関(消防、警察等)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施箇所数及び回数				
	●	被災した状況を想定した災害実働訓練を実施した病院の割合				
		基幹災害拠点病院における県下の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数				
アウトカム						

(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

へき地医療の体制

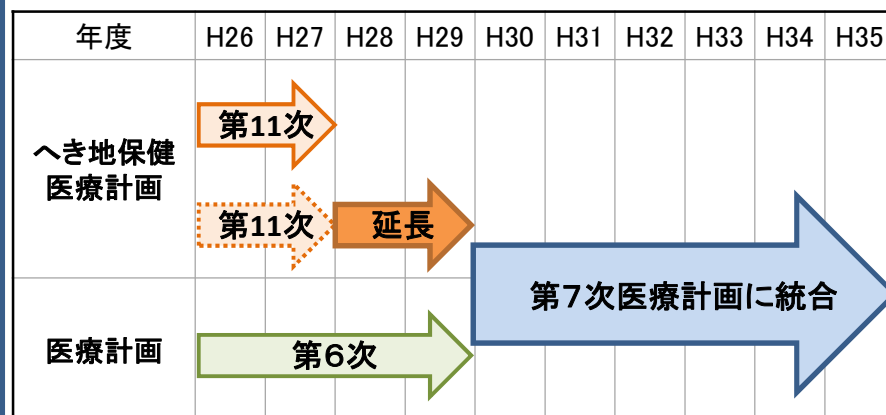
【概要】

- へき地における医療従事者の確保やチーム医療の充実については、「へき地保健医療計画」を「医療計画」に一本化した上で、医療計画における医療従事者の確保等の取組みと連動して進める。
- へき地における巡回診療等の実績に基づいて、へき地医療拠点病院の要件を見直す。

「へき地保健医療計画」と「医療計画」の一本化

平成26年度へき地保健医療対策検討会において、「第11次へき地保健医療計画」の実施期間を平成29年度まで延長し、平成30年度から実施する「第7次医療計画」と一体的に検討を行う方針とされた。

<イメージ図>



へき地医療拠点病院の活動状況

へき地医療拠点病院の指定は受けているが、人員不足等から、巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれも実施していない施設が一定程度存在する(77施設(24.8%)、平成28年1月1日時点)。

巡回診療	医師派遣	代診医派遣	実施無し
90	102	94	77(24.7%)

このため、へき地医療拠点病院の要件を見直し、現状を明確化するとともに数値目標を示し、へき地医療拠点病院のさらなる充実を図る必要がある。

【へき地医療拠点病院の活動目標】

へき地医療拠点病院の主たる3事業である

- ① へき地における巡回診療、
 - ② へき地への医師派遣、
 - ③ へき地への代診医派遣
- の実績が年間12回(月1回)以上

別表8 ヘき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	へき地診療		へき地支援医療		行政機関等の支援	
ストラクチャー		へき地診療所数・病床数		へき地医療拠点病院数		へき地医療支援機構の数
		へき地における歯科診療所数		へき地医療に関して一定の実績を有するものとして認定を受けた社会医療法人数		へき地医療支援機構の専任・併任担当官数
		過疎地域等特定診療所数				へき地医療に従事する地域枠医師数
		へき地診療所の医師数				
		へき地における医師以外の医療従事者数 (歯科医師、看護師、薬剤師等)				
プロセス	●	へき地における診療・巡回診療の実施日数	●	へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療実施回数・日数・延べ受診患者数	●	協議会の開催回数
	●	へき地における訪問診療(歯科を含む)・訪問看護の実施日数	●	へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣実施回数・延べ派遣日数	●	協議会等におけるへき地の医療従事者(医師、歯科医師、看護師、薬剤師等)確保の検討回数
	●	へき地保健指導所の保健活動日数及び対象者数	●	へき地医療拠点病院からへき地への代診医派遣実施回数・延べ派遣日数		
			●	遠隔医療等ICTを活用した診療支援の実施状況		
アウトカム						

(●は重点指標)

平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

周産期医療の体制

【概要】

- 「周産期医療体制整備計画」を「医療計画」に一本化し、基幹病院へのアクセス等の実情を考慮した圏域を設定する等の体制整備を進める。
- 災害時に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、「災害時小児周産期リエゾン」の養成を進める。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、精神疾患を合併した妊婦への対応ができるような体制整備を進める。

アクセス等の実情を考慮した圏域の設定

周産期医療の体制整備に当たっては、妊婦の居住地から分娩取扱医療機関への適正なアクセスの確保が肝要。

現行の二次医療圏を基本としつつ、出生数規模や流出入のみならず、地域の実情に即して基幹病院とその連携病院群の適正アクセスのカバーエリア等を考慮した周産期医療圏を設定する。

受診アクセス(運転時間)と出生数(住所地ベース)

出生者の住所から		15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上
分娩医療機関	出生数	946,316	62,974	15,493	3,082
	割合	92.1%	6.1%	1.5%	0.3%
周産期母子医療センター	出生数	616,881	282,769	106,548	21,667
	割合	60.0%	27.5%	10.4%	2.1%

(例示)

B県(4 二次医療圏)



A県(6 二次医療圏)

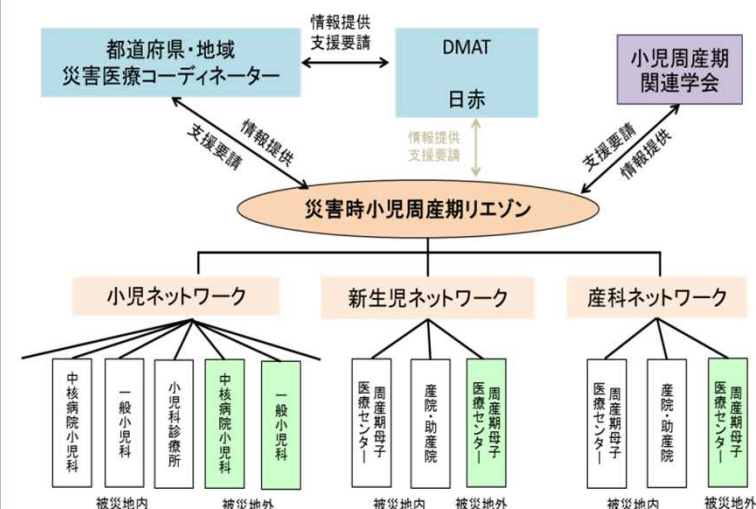
※赤線で囲まれた医療圏は患者流出が多い。こういった患者の流出入に加え、アクセス時間や近隣県の状況も踏まえた検討が必要。

災害に備えた対応の充実

災害時において、特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる体制を構築する。

平成28年度より「災害時小児周産期リエゾン研修事業」を開始。すべての都道府県に「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。

情報窓口としての災害時小児周産期リエゾン



別表9 周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	低リスク分娩		地域周産期母子医療センター		総合周産期母子医療センター		療養・療育支援	
ストラクチャー		産科・産婦人科・婦人科医師数						乳幼児、小児の在宅医療・療育を行う医療機関数
		分娩を取扱う医師数						
		日本周産期・新生児医学会専門医数						
		助産師数						
		アドバンス助産師数、新生児集中ケア認定看護師数						
		分娩を取扱う医療機関の種別						
			NICUを有する病院数・病床数					
			NICU専任医師数					
			GCUを有する病院数・病床数					
			MFICUを有する病院数・病床数					
			ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数					
			業務継続計画策定医療機関数・策定割合					
			災害時小児周産期リエゾン認定者数					
プロセス	●	分娩数						
		産後訪問指導実施数		周産期母子医療センターで取り扱う分娩数				
			NICU入室児数					
			NICU・GCU長期入院児数					
		●	母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率					
		●	母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数					
アウトカム	●	新生児死亡率					●	NICU・GCU長期入院児数(再掲)
	●	周産期死亡率						
	●	妊産婦死亡数・死亡原因						

(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

小児医療の体制

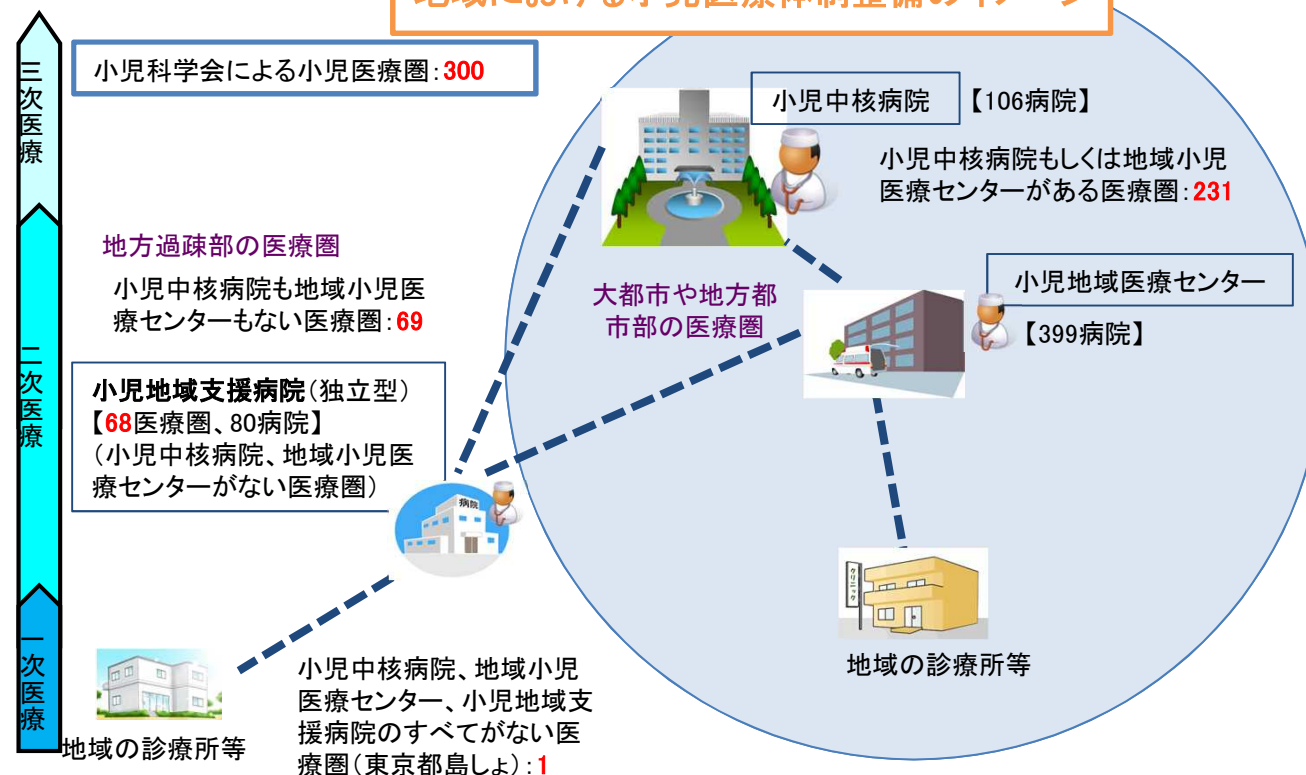
【概要】

- 日本小児科学会の提言も踏まえ、小児中核病院、地域小児医療センターのどちらも存在しない圏域では、「小児地域支援病院(仮称)」を設定し、拠点となる医療機関等と連携しつつ、地域に必要な入院診療を含む小児診療体制を確保する。
- 研修等を通じて地域で活躍する人材の育成を図るとともに、引き続き小児救急電話相談事業(#8000)の普及等を進める。

地域の実情に応じた体制の整備

拠点となる医療機関が存在しない地域では、それに準じた医療機関を小児地域支援病院として設定し、近隣圏との連携強化を図ることにより、地域の小児医療体制を整備する。また、中核病院や地域小児医療センターと小児科かかりつけ医等との連携を推進する。

地域における小児医療体制整備のイメージ



人材育成と住民への情報発信の推進

地域における受入れ体制を構築するための人材の育成や、地域住民の小児医療への理解を深めるための取組みを進める。



別表10 小児医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	地域・相談支援等		一般小児医療		小児地域支援病院		小児地域医療センター		小児中核病院	
ストラクチャー	●	小児救急電話相談の回線数・相談件数		小児科を標榜する病院・診療所数		小児地域支援病院数		小児地域医療センター数		小児中核病院数
		小児に対応している訪問看護ステーション数		小児歯科を標榜する歯科診療所数						PICUを有する病院数・PICU病床数
				小児科医師数(医療機関種別)						
				夜間・休日の小児科診療を実施している医療機関数						
プロセス		小児在宅人工呼吸器患者数		小児のかかりつけ医受診率						
						救急入院患者数				
				緊急気管挿管を要した患者数						
			●	小児救急搬送症例のうち受入困難事例の件数						
				特別児童扶養手当数、児童育成手当(障害手当)数、障害児福祉手当交付数、身体障害者手帳交付数(18歳未満)						
アウトカム	●	小児人口あたり時間外外来受診回数								
	●	乳児死亡率								
	●	幼児、小児死亡数・死亡原因・発生場所・死亡場所								

(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

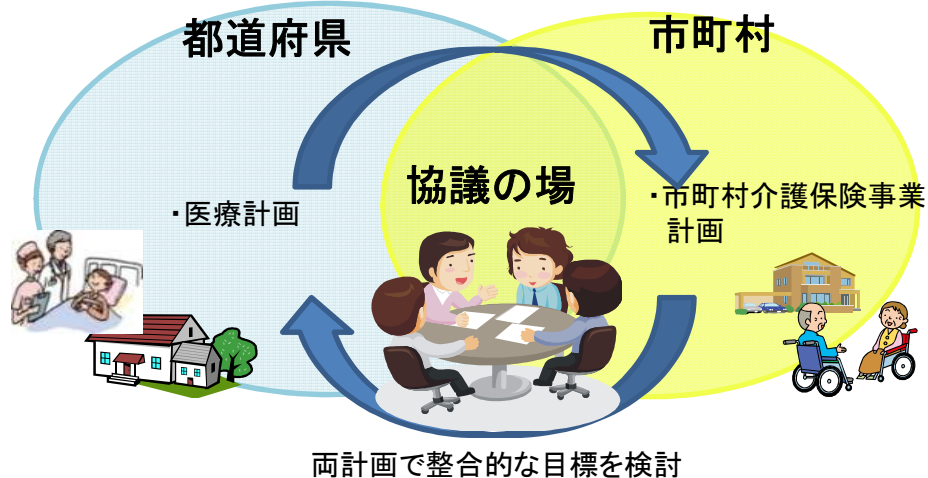
在宅医療の体制

【概要】

- 地域医療構想や介護保険事業計画と整合性のとれた、実効的な整備目標を設定し、在宅医療の提供体制を着実に整備する。
- 多様な職種・事業者を想定した取組み、市町村が担う地域支援事業と連携した取組みなど、より効果的な施策を実施する。

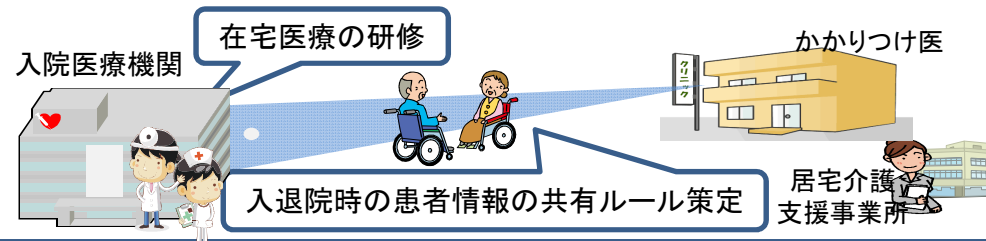
実効的な整備目標の設定

- 医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、**都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し**、介護保険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討。
※ 例えばサービス付き高齢者向け住宅等の整備等に関する計画や療養病床の動向など在宅医療の提供体制を考える上で地域において留意すべき事項や、協議の進め方について、今後、国において整理し、都道府県に示していく。



多様な職種・事業者を想定した取組

- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を実施。
(例)・地域住民に対する普及啓発
 - ・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
 - ・入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定 等



地域支援事業と連携した取組

- 医師会等と連携し、また保健所を活用しながら、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援。
特に、以下のような医療に係る専門的・技術的な対応が必要な取組は、重点的に対応。
 - (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
 - (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

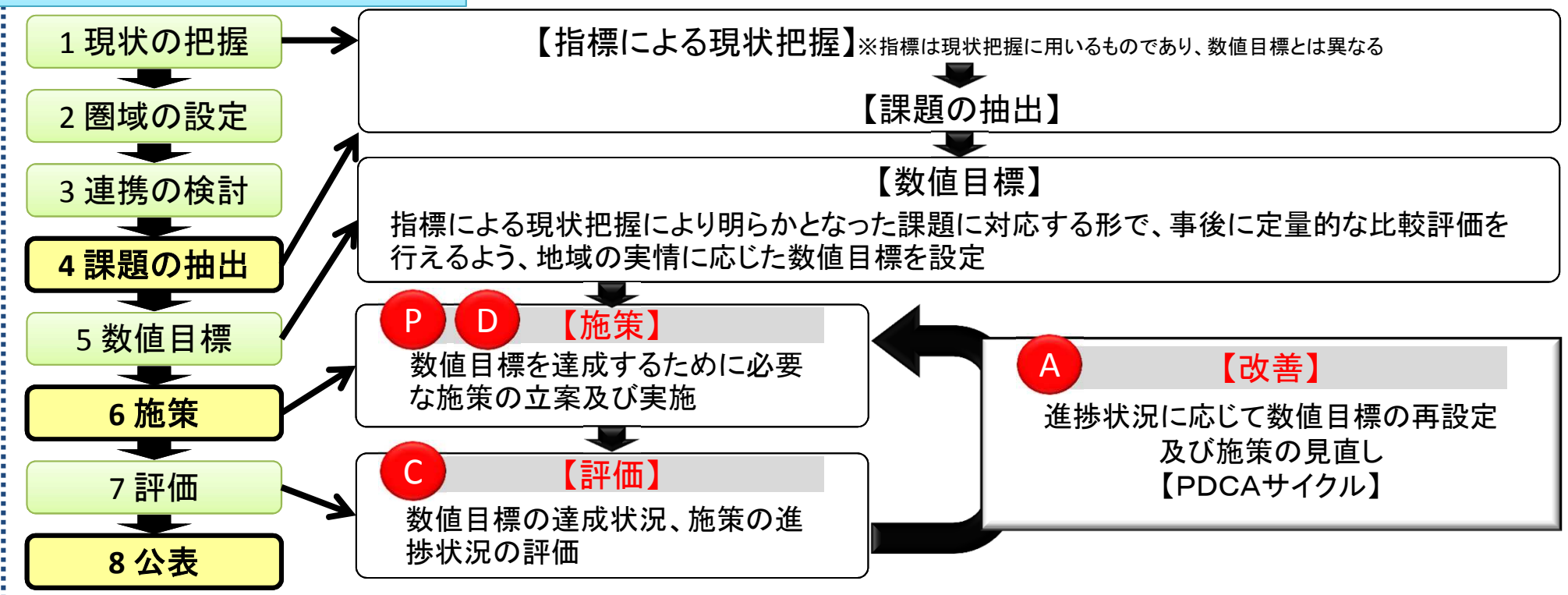
別表11 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

	退院支援		日常の療養支援		急変時の対応		看取り	
ストラクチャー		退院支援担当者を配置している 診療所・病院数	●	訪問診療を実施している 診療所・病院数	●	往診を実施している診療所・病院数	●	在宅看取り(ターミナルケア)を 実施している診療所・病院数
	●	退院支援を実施している 診療所・病院数		在宅療養支援診療所・病院数、医師数				
		介護支援連携指導を実施している 診療所・病院数	●	訪問看護事業所数、従事者数		在宅療養後方支援病院		ターミナルケアを実施している 訪問看護ステーション数
		退院時共同指導を実施している 診療所・病院数		小児の訪問看護を実施している 訪問看護事業所数	●	24時間体制を取っている 訪問看護ステーション数、従事者数		
		退院後訪問指導を実施している 診療所・病院数		歯科訪問診療を実施している 診療所・病院数				
				在宅療養支援歯科診療所数				
				訪問薬剤指導を実施する 薬局・診療所・病院数				
プロセス		退院支援(退院調整)を受けた患者数	●	訪問診療を受けた患者数		往診を受けた患者数	●	在宅ターミナルケアを受けた患者数
		介護支援連携指導を受けた患者数		訪問歯科診療を受けた患者数			●	看取り数 (死亡診断のみの場合を含む)
		退院時共同指導を受けた患者数	●	訪問看護利用者数				在宅死亡者数
		退院後訪問指導料を受けた患者数		訪問薬剤管理指導を受けた者の数				
				小児の訪問看護利用者数				
アウトカム								

(●は重点指標) 平成28年度厚生労働科学研究「病床機能の分化・連携や病床の効率的利用等のために必要となる実施可能な施策に関する研究」研究報告書より引用

指標の見直しについて

現状の「構築の具体的な手順」



検討会における意見

- 指標を達成する際の行動主体がわかりにくいため、明確に示すべき
- 指標のうち、意義が低いとされた指標については、その理由を検討し、位置づけの見直しを検討すべき
- 必ず記載すべき内容、示すべき指標等については、その算出方法も含めて示すべき
- 現在の指標例以外にも有効と考えられる指標や不足している指標がないか検討すべき

見直しの方向性

- 医療計画の実効性をより一層高めるため、政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標による現状把握により、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較可能なものとする。

医療・介護連携について

目標設定について

○ 地域医療構想による慢性期・在宅医療等の需要推計を踏まえ、以下についての考え方を記載する。

① 地域の医療機関で対応すべき在宅医療のニーズ ② 目標とする提供体制

※ ②の検討にあたっては

- ・ 在宅医療サービスと一部の介護サービスが相互に補完する関係にあること
- ・ 現状の介護保険施設等の整備状況は地域の実情に応じて異なること

を考慮し、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し検討する。

指標について

○ 以下のような指標を充実させていく。

- ・ 医療サービスの実績に着目した指標
- ・ 医療・介護の連携体制について把握するための指標
- ・ 高齢者以外の小児や成人に係る在宅医療の体制について把握するための指標
- ・ 看取りに至る過程を把握するための指標

施策について

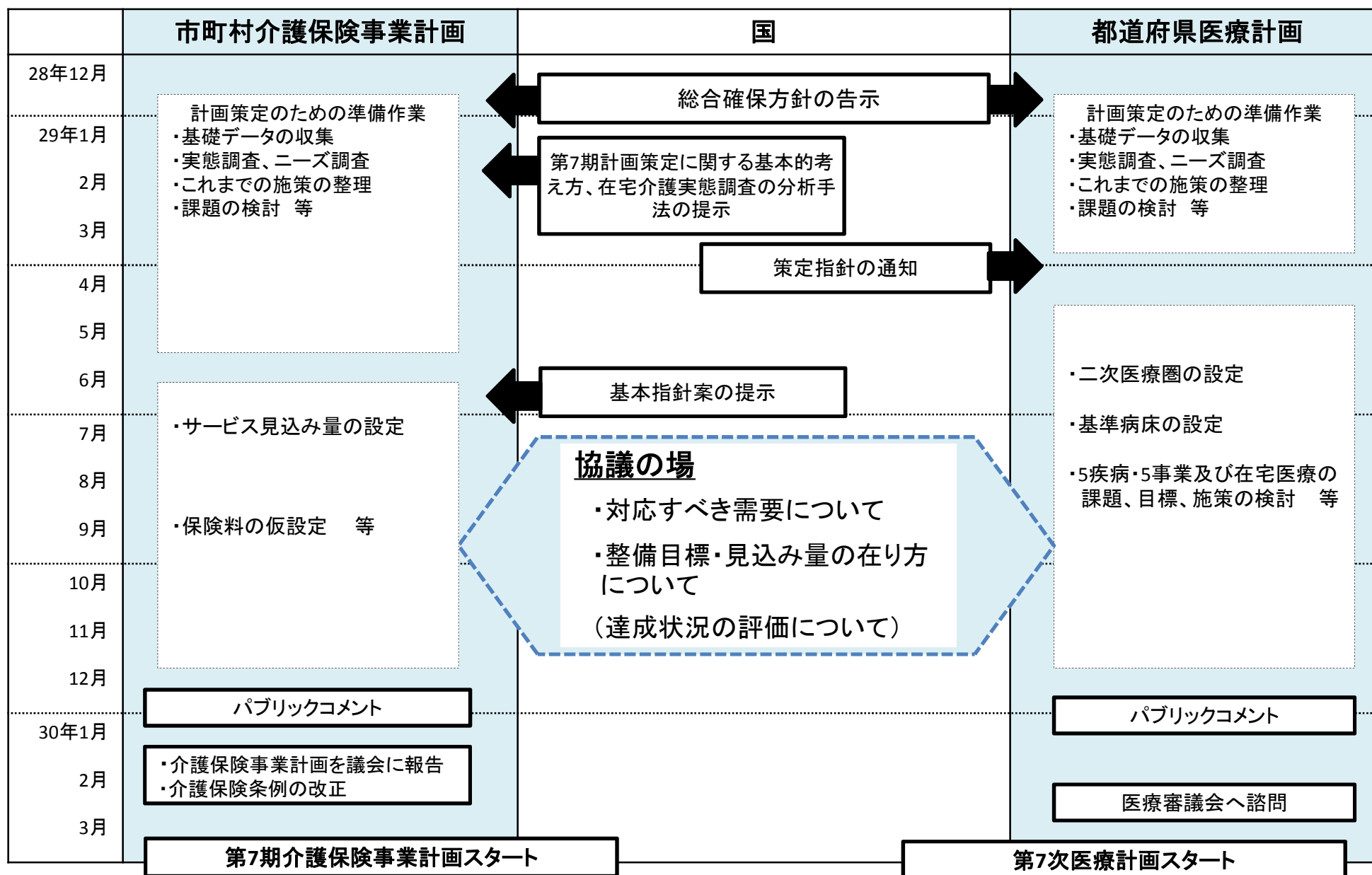
○ 在宅医療にかかる圏域の設定と、課題の把握を徹底する。

○ 以下に挙げるような、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を進める。

- ・ 入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
- ・ 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のため連携ルール等の策定

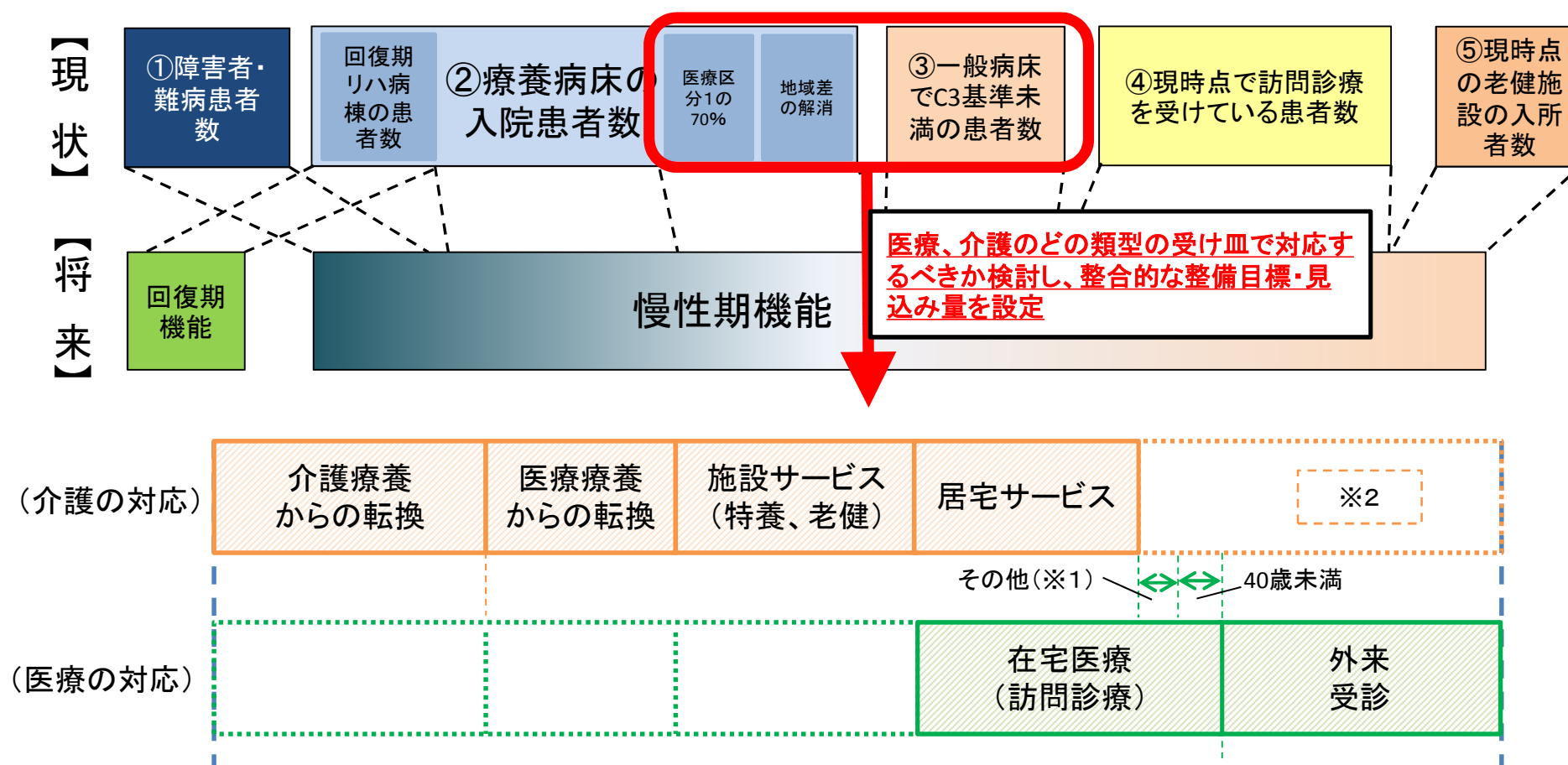
○ 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村に対し必要な支援を行う。

第7次医療計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュールのイメージ



在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

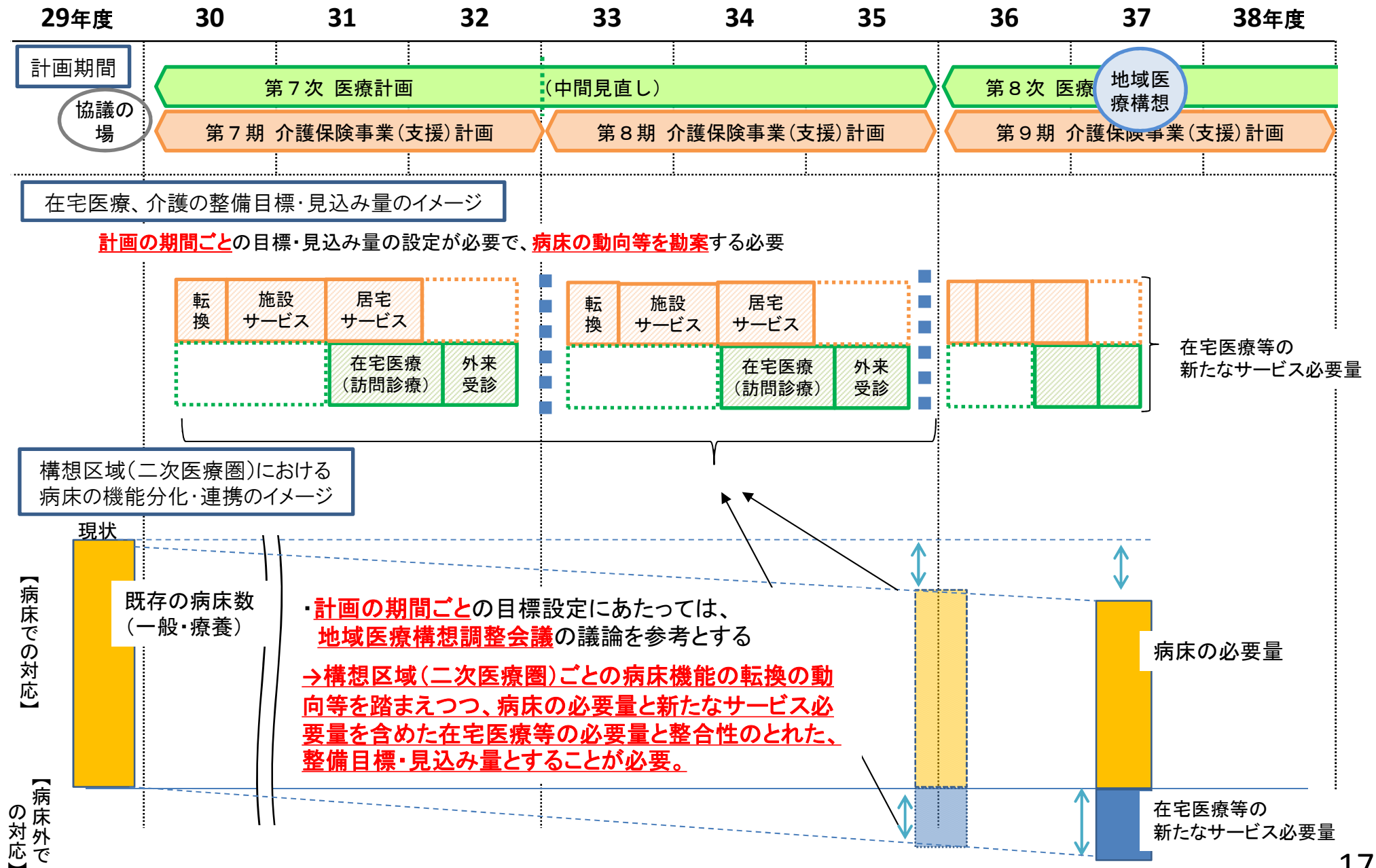
都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における整合的な整備目標・見込み量を設定する。



(※1) その他: 介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに、医療保険の給付が行われる。

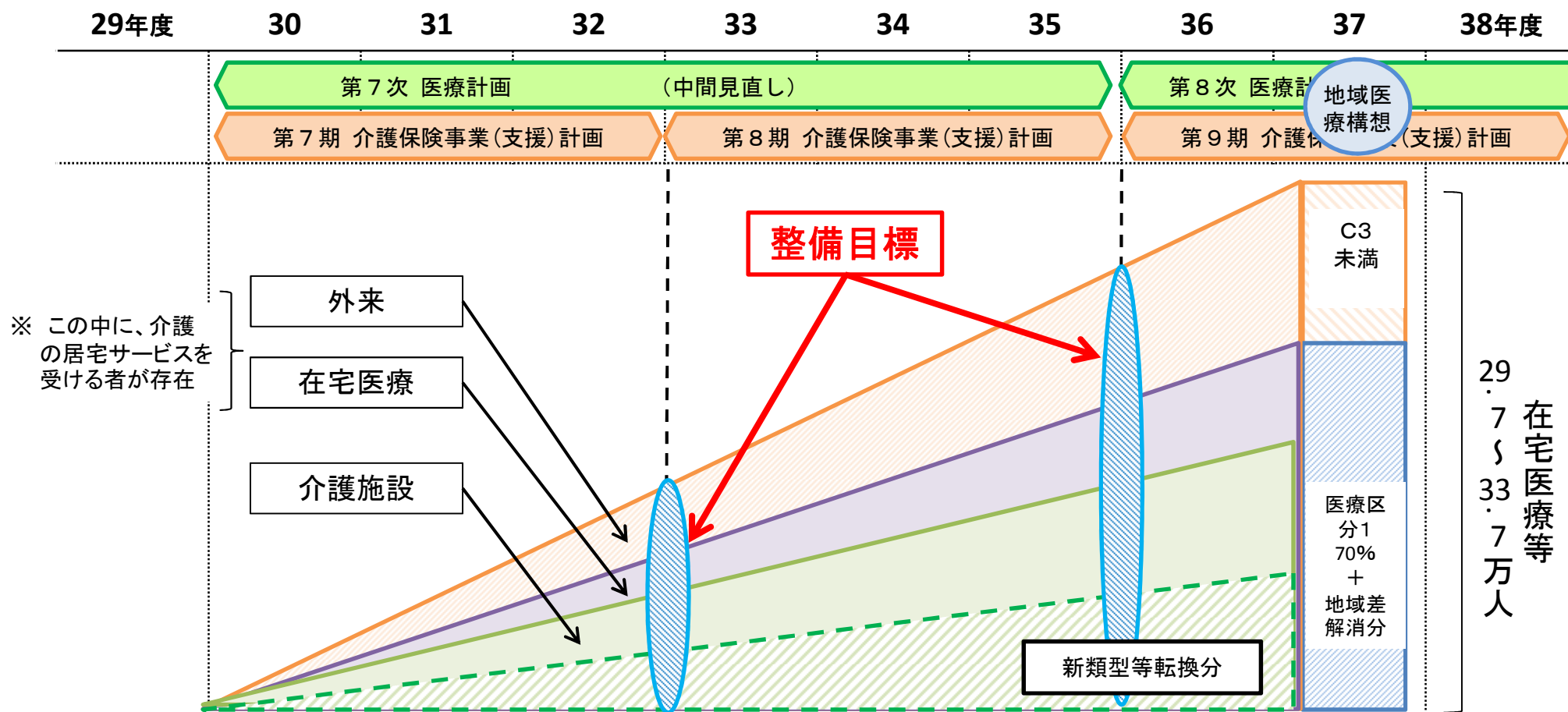
(※2) 外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

統合的な整備目標・見込み量のイメージ



次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係について

- 在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に向けて、約30万人程度となると推計。
- これらの受け皿としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般病床から在宅医療等に対応するものについては、外来医療等に対応することが考えられる。
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、統合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。



基準病床数について

一般病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平均在院日数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

療養病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

都道府県間の患者流出入を見込む場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数} \end{array} \right)$$

- ① 病床利用率は、一般76%、療養90%を下限値として設定
- ② 平均在院日数は、地方ブロックごとの経年変化率を踏まえた日数を設定
- ③ 入院入所需要率から、療養病床入院受療率へ見直し
- ④ 介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に見直し
- ⑤ 流出超過加算から、都道府県間で調整を行い定める数へ変更